

熱中症対策実行計画に基づく施策の実施内容

資料3-2

No.	計画該当部分				府省庁名	令和5年度に実施した施策	令和6年度以降の予定	関連URL
	章	項目	小項目	本文				
1	第2章	1	(1)	関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。以下のよう な、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけ を行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注 意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。<関 係府省庁>	関係府省庁	関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャン ペーン」を実施し、時季に応じた普及啓発を実施。 ・4月 熱中症予防情報サイトにて熱中症警戒アラート と暑さ指数の情報提供を開始 ・4月 「熱中症対策にエアコンの試運転を！（リーフ レット）」を通じて試運転の重要性を周知 ・7月 梅雨明け・熱中症注意に関して報道発表 ・7月 SNS等を通じて節電時のエアコン利用について 周知 ・8月 事務連絡やSNSを通じて、盛夏・熱中症最大注 意の普及啓発を実施	引き続き実施予定。	・事務連絡「熱中症対策の一層の強化について(協力 依頼)」 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
2					経済産業省、環境省	節電に配慮したエアコン使用について、公式Xで普及 啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	・経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html#1 ・環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20230713-topic-47.html
3					気象庁	気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等にお いて、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。 平年より暑いことが予想される際にはSNS等を通じた 呼びかけを実施。 特に熱中症リスクが高くなる梅雨明け時期には、熱中 症予防対策を呼びかける報道発表等を実施。	気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等にお いて、ポスター掲示やリーフレット配布等を行う。 平年より暑いことが予想される際にはSNS等を通じた 呼びかけを行う。 特に熱中症リスクが高くなる梅雨明け時期には、熱中 症予防対策を呼びかける報道発表等を行う。	・気象庁子ども見学デー https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R5/kenagakuday.html ・梅雨明け時期の報道発表 https://www.jma.go.jp/jma/press/2307/14a/230714_press_netsu.html
4					環境省	「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、関係府省 庁と連携し、時季に応じた普及啓発を実施。	引き続き実施予定。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/ ・「熱中症対策にエアコンの試運転を！（リーフレット）」 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php ・環境省報道発表「梅雨明け直後の熱中症予防対策 を万全に！」 https://www.env.go.jp/press/press_01930.html ・事務連絡「盛夏に向けた熱中症予防に関する普及 啓発の強化について(周知依頼)」 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230731_notice.pdf

5	第2章	1	(1)	熱中症について関係府省庁が持つ基礎的な知識や熱中症予防行動等をまとめた国民向けの統一的なマニュアル、ポスターやリーフレット等の普及啓発コンテンツ、関係府省庁の様々なルートやツール及び関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを活用し、熱中症予防に関する普及啓発を強化する。〈関係府省庁〉	関係府省庁	ポータルサイトを通じて、熱中症予防に関する普及啓発を実施。	引き続き実施予定。	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁「夏期における熱中症による救急搬送状況」 https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html 文部科学省「学校関係の熱中症情報」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html 厚生労働省「健康・医療関係の熱中症情報」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html 厚生労働省「職場における熱中症予防情報」 https://neccyusho.mhlw.go.jp/ 農林水産省「農作業中の熱中症対策情報」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html#necchuushou 国土交通省「ヒートアイランド対策」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sos_ei_environment_mn_000016.html 気象庁「熱中症に関連する気象情報」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kurashi/netsu.html
6					経済産業省、環境省	熱中症対策を目的とした、エアコン早期試運転について、ウェブサイト上や公式Xで普及啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html 熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
7					気象庁【再掲】	気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。	気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁子ども見学デー https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R5/ke ngakuday.html
8					環境省	「熱中症予防行動ポスター」「熱中症が増えています(リーフレット)」「熱中症警戒アラート 全国運用中!(リーフレット)」の改訂を行い、熱中症予防情報サイトで周知した。	引き続き普及啓発を実施するとともに、必要に応じて各種普及啓発資料の改訂・更新を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
9	第2章	1	(1)	電力需給ひっ迫や電気料金高騰時においても、節電に配慮した上でエアコンを適切に使用することや、クールビズ等の薄着の奨励、積極的に水分・塩分を補給する等の熱中症予防行動を呼びかける。〈関係府省庁〉	経済産業省、環境省【再掲】	節電に配慮したエアコン使用について、公式Xで普及啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html#1 環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20230713-topic-47.html
10					環境省	例年、国民に対して呼びかけを行っている、室温の適正化とその温度に適した軽装などの取組を促すクールビズに加え、TPOに応じたオフィスの服装自由化やサステナブルファッションの積極的な実践についても呼びかけを行い、デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の下、企業・地方公共団体・団体等が連携し、衣食住職・移動買い物など生活全般においてライフスタイル変革を促した。	引き続き、クールビズ、服装自由化、サステナブルファッションの呼びかけを行い、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民の行動変容、ライフスタイル変革を図る。	https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/
11					厚生労働省、経済産業省、環境省	「エアコンが使用できないときの熱中症対策」に関するリーフレットの周知を図った。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

12					関係府省庁	「熱中症警戒アラート 全国運用中！（リーフレット）」を関係府省庁連名で作成し、地方公共団体の関係部局、関係機関等への周知を図った。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_alert.pdf
13	第2章	1	(1)	熱中症警戒情報等に関する周知と理解の醸成を促進する。＜関係府省庁＞	気象庁【再掲】	気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。	気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を行う。	・気象庁子ども見学デー https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R5/ke ngakuday.html
14					環境省	ウェザーニュースLIVEの出演や動画の作成等を通じて、熱中症警戒情報に関する情報を広く周知。	熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設について新たに啓発資料を作成し、普及啓発に努める。	・熱中症について学べる動画 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_library.php
15	第2章	1	(1)	ZEH・ZEBの普及拡大や断熱リフォームの推進等を通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図る。＜経済産業省、国土交通省、環境省＞	経済産業省、国土交通省、環境省	ZEH・ZEB水準の省エネ性能の普及に向け、関係省庁において補助・融資・税制による支援を行っている。このうち、既存住宅については、令和4年度から、関係省庁で連携して、省エネ効果の高い断熱窓への改修など住宅の省エネ化に対する支援を実施しているほか、既存建築物についても、省エネ改修を推進するための事業を令和5年度補正予算に創設した。これら支援のほか、「デコ活」の一貫として実施した「省エネライフキャンペーン」も通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図った。	引き続き、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画、GX推進戦略等に基づき、住宅・建築物の脱炭素化を通じた健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図る。	https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/ https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/eco-life/
16	第2章	1	(1)	エアコンに関するシーズン前の早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行う。＜経済産業省、環境省＞	経済産業省、環境省【再掲】	熱中症対策を目的とした、エアコン早期試運転について、ウェブサイト上や公式Xで普及啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について（経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
17	第2章	1	(1)	熱中症予防行動を自発的にとれるように助けるナッジの活用や、「脱炭素にもつながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」における官民連携での熱中症予防に係る様々な取組等を通じた普及啓発を促進する。＜環境省＞	環境省	デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）において、企業・地方公共団体・団体等が連携し、脱炭素に資する製品・サービスや取組等を国民に提供・提案するとともに、行動科学の理論に基づくアプローチであるナッジにより、国民の行動変容を情報発信等を通じて直接促進し、熱中症予防をはじめ、衣食住職・移動買い物など生活全般においてライフスタイル変革を促した。	引き続き、デコ活やナッジを通じ、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民の行動変容、ライフスタイル変革を図る。	https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/
18					消防庁	外国人のための熱中症予防普及啓発用リーフレットを消防庁HPに掲載した。	外国人のための熱中症予防普及啓発用リーフレットを消防庁HPに掲載する。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
19	第2章	1	(1)	多言語により、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信する。＜消防庁、厚生労働省、観光庁、環境省＞	厚生労働省	外国人患者の利便性を高め、医療機関等及び行政のサービス向上を図ることを目的として、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更新し、公表した。 熱中症の症状、予防法、対処法等について、多言語も含めわかりやすくまとめたリーフレットを活用し、地方公共団体等を通じて熱中症予防の周知を行った。	引き続き、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更新し、公表を行う。 引き続き、熱中症の症状、予防法、対処法等について、多言語も含め作成したリーフレット等を活用し、地方公共団体等を通じて熱中症予防の周知を行う。	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html
20					観光庁	多言語で外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信している。	多言語で外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信する。	
21					環境省	熱中症予防情報サイト（英語版）において、関連情報を発信。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/en/heatillness_pr.php
22	第2章	1	(1)	訪日外国人等に熱中症予防行動を促すための熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する災害時情報提供アプリの活用を促す。＜観光庁＞	観光庁	熱中症情報等を多言語で発信する訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の活用を促している。	訪日外国人等に熱中症予防行動を促すための熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する災害時情報提供アプリの活用を促す。	

23	第2章	1	(2)	全国約840地点の暑さ指数を算出し、「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数の予測値等のメール配信サービスや、CSV形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこともや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信する。＜環境省＞	環境省	全国約840地点の暑さ指数を算出し、「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開した。また、暑さ指数の予測値等のメール配信サービスや、CSV形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこともや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信した。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php
24	第2章	1	(2)	高温に関する早期天候情報や気象情報等を通じて注意喚起を実施するとともに、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布(最新の気温等の分布)等を逐次提供する。＜気象庁＞	気象庁	高温に関する早期天候情報や気象情報等の発表を通じて注意喚起を実施するとともに、2週間気温予報、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布(最新の気温等の分布)等を提供した。	高温に関する早期天候情報や気象情報等の発表を通じて注意喚起を実施するとともに、2週間気温予報、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布(最新の気温等の分布)等を提供する	・早期天候情報 https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/souten/
25	第2章	1	(3)	「熱中症警戒アラート」として発表及び周知を行う。＜気象庁、環境省＞	気象庁	4月26日～10月25日において、熱中症警戒アラートの発表及び周知を行った。	「熱中症警戒アラート」として発表及び周知を行う。	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/heat_alert.html
26					環境省	4月26日～10月25日において、熱中症予防情報サイト等を通じて、熱中症警戒アラートを発表・周知した。	引き続き、発表及び周知を行う。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php
27	第2章	1	(3)	熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省「MAFFアプリ」、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映や災害時情報提供アプリでの提供等の様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、熱中症警戒情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。＜関係府省庁＞	農林水産省	・「熱中症警戒情報」発表日、MAFFアプリを通じて農業者に伝達。 ・「熱中症対策強化期間」において、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報を農業者に提供。	・「熱中症警戒情報」発表日、MAFFアプリを通じて農業者に伝達。 ・「熱中症対策強化期間」において、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報を農業者に提供。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
28					経済産業省、環境省【再掲】	節電に配慮したエアコン使用について、公式Xで普及啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	・経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html#1 ・環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20230713-topic-47.html
29					国土交通省	国土交通省Xにおいて、熱中症に関する注意喚起を実施。	引き続き実施予定。	
30					気象庁	熱中症警戒アラートの発表状況について、気象庁ホームページ等を通じて発表状況を周知した。	熱中症警戒アラートについて、気象庁ホームページを通じて発表状況を確認できるよう取り組む。	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/heat_alert.html
31					環境省	LINEの環境省公式アカウントにおいて、熱中症警戒アラートの発表や暑さ指数の情報を発信した。	引き続き実施予定。	・LINEアプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信 https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php
32					第2章	1	(4)	夏季における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表する。＜消防庁＞
33	第2章	1	(4)	人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。＜厚生労働省＞	厚生労働省	人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表した。	人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。	https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/m2022/09.html https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/necchusho22/index.html
34	第2章	1	(4)	学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。＜文部科学省＞	文部科学省	学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表できるよう、関係機関と調整を進めた。	学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。	
35	第2章	1	(4)	職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、年度ごとに公表する。＜厚生労働省＞	厚生労働省	令和4年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」をとりまとめ、公表した。	令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」をとりまとめ、公表する。	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38059.html

36	第2章	1	(4)	農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、毎年公表する。〈農林水産省〉	農林水産省	2月に農作業死亡事故調査において、熱中症の死者数について公表。	2月頃に農作業中の死亡事故者数を取りまとめ、熱中症の死傷者について公表。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html リンク先のうち農作業死亡事故調査を参照 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/sibo.html
37	第2章	1	(5)	アジア太平洋地域における気候変動適応に関する情報基盤として構築した、AP-PLAT(アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム)により、極端な高温に関する影響評価ツールの提供、知見の共有等に貢献する。〈環境省〉	環境省	国立環境研究所が開発した気候変動影響を予測するツールClimate Impact やClimoCastを利用し、アジア太平洋諸国の気候変動適応計画策定に資することを目的として、能力構築を実施した。	同ツールを利用して、地方レベルへの適応計画に資するよう、働きかけを実施する予定。	Climate Impact(影響評価)並びにClimocast(気温上昇予測) https://ap-plat.nies.go.jp/data_tools/index.html (それぞれのツールは推進費等により国立環境研究所が開発。)
38	第2章	1	(5)	早期警戒システムの導入促進に関するイニシアティブ等の枠組みを通じ、アジア太平洋地域の各国のニーズに応じて、気候情報を活用した熱中症対策を官民連携により促進する。〈環境省〉	環境省	早期警戒システムイニシアティブを発足。ASEAN諸国での課題・ニーズ調査、さらに日本企業からの技術調査を実施した。	現地でのニーズ調査、政府を含む現地ステークホルダーとの会合の実施することを予定。	https://www.ewsi.green/
39	第2章	2	-	高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。〈消防庁、厚生労働省、環境省〉	消防庁	特に高齢者や子どもへ注意を呼びかけるポスターを作成、都道府県や全国の消防本部に配布し、掲載を依頼した。	高齢者等に注意を呼びかけるポスターを作成、都道府県や全国の消防本部に配布し、掲載を依頼する。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
40					厚生労働省	高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行った。	引き続き、高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行う。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
41					厚生労働省、経済産業省、環境省	「高齢者のための熱中症対策(リーフレット)」の周知を図った。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf
42	第2章	2	-	熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。〈内閣府、厚生労働省、環境省〉	内閣府	「孤独・孤立対策の重点計画」(令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定)において、各省庁において取り組む孤独・孤立対策の具体的施策の一つとして、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進」を掲げている。 ・都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、熱中症対策関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼した。 ・NPO等から構成される「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」宛てに、熱中症対策への御理解・御協力を依頼した。	「孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に基づき決定した「孤独・孤立対策重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定)において、「地域における包括的支援体制等の推進」に関する関係府省庁の具体的な取組の一つとして、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進」を盛り込んだ。 ・都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、熱中症対策関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼した。 ・NPO等から構成される「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」宛てに、熱中症対策への御理解・御協力を依頼した。	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/r04/index.html
43					厚生労働省	地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	引き続き、地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや、熱中症予防行動を呼びかけを促進するための周知を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230721_notice.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001102897.pdf
44					環境省	地域モデル事業において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	独立行政法人環境再生保全機構において、地域モデル事業を実施するほか、地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象とした研修を実施し、見守り・声かけ等の取組事例について全国展開を図る。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
45	第2章	2	-	エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。〈厚生労働省、環境省〉	厚生労働省、経済産業省、環境省【再掲】	「高齢者のための熱中症対策(リーフレット)」の周知を図った。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf
46					厚生労働省	地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者への見守りや、エアコンの適切な利用、熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	引き続き、地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者への見守りや、エアコンの適切な利用、熱中症予防行動を呼びかけを促進するための周知を行う。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
47	第2章	2	-	改正適応法に基づく熱中症対策普及団体(以下「熱中症対策普及団体」という。)や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。〈内閣府、厚生労働省、環境省〉	内閣府	都道府県・政令指定都市・市区町村の孤独・孤立対策担当や孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員に対して、熱中症対策の一層の強化について協力依頼を実施。	環境省からの依頼に応じて、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動の依頼を検討する。	
48					厚生労働省【再掲】	地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	引き続き、地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230721_notice.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001102897.pdf

49					厚生労働省、環境省	熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願いに関する事務連絡を福祉団体及び薬局・ドラッグストアの関係団体へ発出した。	引き続き、関係団体に対して、熱中症弱者の見守り・声かけや熱中症予防行動の呼びかけ活動を実施する。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230807_notice.pdf
50	第2章	2	—	こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。〈子ども家庭庁〉	子ども家庭庁	・令和5年7月17日～23日を「こどもの事故防止週間」とし、「こどもの取り残し、置き去りによる事故の防止」をテーマに、車内等への置き去りからこどもの身を守るための留意点等について、保護者や送迎バスを運行する施設等の意識向上を促すことを中心に、ポスターやSNS等を通じて広報啓発を行った。 ・上記週間以外にも、子ども家庭庁ホームページやSNSにおいて、こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、こどもの熱中症事故防止を目的とした広報啓発を行った。	引き続き、こどもの熱中症事故防止に向けた広報啓発等を実施予定。	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/special-week-2023
51	第2章	2	—	生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて、事務連絡等により周知を行った。	引き続き、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。	
52	第2章	2	—	障害者の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	障害者の特性に応じた熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行った。	引き続き、障害者の特性に応じた熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行う。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
53	第2章	2	—	熱中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。〈環境省〉	環境省	地方公共団体を対象とした改正気候変動適応法及び熱中症対策実行計画等に関する説明会を実施した。	独立行政法人環境再生保全機構において、地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象とした研修を実施する。	
54	第2章	2	—	様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。〈消防庁、環境省〉	環境省	「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、熱中症警戒アラートを防災無線や緊急メール等で住民に周知する取組等を紹介し、周知した。	引き続き、事例集等において、地方公共団体の取組を周知する。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
55	第2章	3	(1)	学校の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を策定し、適宜改訂する。〈文部科学省、環境省〉	文部科学省	「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の改訂に向けた検討を進めた。	「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を改訂し、現場で活用されるよう必要な周知等を図る。	
56					環境省	熱中症予防情報サイトにおいて、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を周知した。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
57	第2章	3	(1)	学校における熱中症対策の実施状況を把握する。その上で、前述の手引きについて、学校保健に従事する教育関係者に対して周知し、ガイドラインの作成や危機管理マニュアルへの反映等の活用を促す。教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。〈文部科学省〉	文部科学省	学校における熱中症対策の実施状況の把握に向けた調整を進めた。 また「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の改訂に向けた検討を進めた。 教職員が熱中症対策について理解を深める研修動画を配信した。	学校における熱中症対策の実施状況の把握に向けた調整を進める。 また「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の改訂に向けた検討を進める。 教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2023-07/index.html
58	第2章	3	(1)	熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。学校現場外において、学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者に対して周知の徹底を図る。〈文部科学省、スポーツ庁〉	文部科学省、スポーツ庁	熱中症の予防や児童生徒等が熱中症となった場合の対応等について、通知、事務連絡、映像資料等により普及啓発を行った。	引き続き、熱中症の予防や児童生徒等が熱中症となった場合の対応等について、通知、事務連絡、映像資料等により普及啓発を行う。	
59	第2章	3	(1)	学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。〈文部科学省〉	文部科学省	学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起を行った。	引き続き、学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起を行う。	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html
60	第2章	3	(1)	公立小中学校等の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援する。また、エアコンの適切な利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。〈文部科学省〉	文部科学省	公立小中学校等の施設について、教室や体育館等へのエアコン設置に対して国庫補助を行うとともに、通知等により、エアコンの適切な利用を促した。また、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知した。	引き続き、公立小中学校等の施設について、教室や体育館等へのエアコン設置に対して国庫補助を行うとともに、通知等により、エアコンの適切な利用を促す。また、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_00943.html https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/230428katsudoujikoboushi.pdf https://www.mext.go.jp/content/20200306-mxt_sisetuki-000005425-04.pdf

61	第2章	3	(1)	保育園、幼稚園等での対策(特に送迎用バスにおけるこどもの所在確認等の置き去り防止の取組強化)により、こどもの熱中症による事故の予防を徹底する。<こども家庭庁、文部科学省>	こども家庭庁	・令和5年6月、教育・保育施設等における熱中症事故の防止について適切に対応することを、全国の地方公共団体へ依頼。 ・同年6月及び12月、教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況を調査・公表し、調査結果を踏まえて装備促進の強化等を全国の地方公共団体へ通知。 ・同年9月、送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないため、安全管理の徹底について全国の地方公共団体に通知。	引き続き教育・保育施設等における熱中症事故防止に向けた取組を実施予定。	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/
62					文部科学省	こどもの熱中症事故に繋がるヒューマンエラーを防ぐため、幼稚園の送迎用バスにおけるこどもの置き去り防止の取組強化を行った。	引き続き、こどもの熱中症事故に繋がるヒューマンエラーを防ぐため、幼稚園の送迎用バスにおけるこどもの置き去り防止に係る取組を進める。	
63	第2章	3	(2)	職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。<厚生労働省>	厚生労働省	「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知した。 また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施した。	引き続き、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。 また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html
64	第2章	3	(2)	職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知し、労働衛生教育を支援する。<厚生労働省>	厚生労働省	職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知した。	引き続き、職場における熱中症対策に特化したポータルサイトで、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知する。	https://neccyusho.mhlw.go.jp/
65	第2章	3	(2)	熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して検討、展開、又は周知する。<厚生労働省、国土交通省、農林水産省>	厚生労働省	職場における熱中症対策に特化したポータルサイト内で熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して周知した。	引き続き、職場における熱中症対策に特化したポータルサイト内で熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して周知する。	https://neccyusho.mhlw.go.jp/
66					農林水産省	ウェアラブル端末、ファン付きウェア等の熱中症対策アイテムの活用について、熱中症予防リーフレット、熱中症予防情報集で周知。 ・農作業における熱中症対策のため、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用、声かけ運動等を啓発したパンフレット、事例集を作成し、研修会・セミナーの開催により効果的な啓発・普及を図るための予算を措置	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r6kettei_pr5.pdf	
67					国土交通省	熱中症予防に効果のあるウェアラブルデバイスを利用した健康・危機管理に関して、国土交通省HPにて公表しているリーフレットの周知を行った。	引き続き、熱中症予防に効果のあるウェアラブルデバイスを利用した健康・危機管理に関して、国土交通省HPにて公表しているリーフレットの周知を行う。	https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf
68	第2章	3	(3)	スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けた周知や研修及びSNS等を通じた注意喚起を実施する。<スポーツ庁>	スポーツ庁	スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、通知等により周知するとともに、映像資料を作成し、SNS等で発信することにより注意喚起を行った。また、地方公共団体の職員が集まる連絡協議会等で必要な情報提供を行った。	引き続き、スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、通知や映像資料等により周知や注意喚起、研修等を行う。	
69	第2章	3	(3)	社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。<スポーツ庁>	スポーツ庁	避難所となり得る社会体育施設の環境整備の推進のため、空調設備の補助率引き上げを行った。	引き続き、令和5年度の状況等を踏まえ、関係機関と連携し、必要に応じて対策の検討を行う。	
70	第2章	3	(4)	夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を地方公共団体や教育委員会等へ広く周知し、イベントの開催時期や時間等を検討する際の参考となるよう、イベント主催者による活用を促す。<環境省>	環境省	熱中症予防情報サイト等において、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」の周知を図った。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php

71	第2章	3	(5)	熱中症の危険性が高まる夏季を前に毎年、また、災害発生時において特に熱中症の危険が高いと判断される際には、事務連絡を发出し、熱中症予防の周知を地方公共団体等の関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足に伴う停電により、エアコンが使用できない場合等に備えた対応について、地方公共団体等の関係機関へ適切に周知する。＜内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省＞	内閣府、厚生労働省、気象庁、環境省	災害発生時における熱中症対策について、関係府省庁と連名で、各都道府県あてに事務連絡を发出し、周知した。(7月、環境省・内閣府・厚生労働省・気象庁連名)	引き続き、災害発生時における熱中症対策について周知する。	・今夏の災害発生時における熱中症対策について(周知依頼) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230713_notice.pdf
72					消防庁	台風第6号の影響により大規模な停電が発生した際には、消防庁から関係都道府県に対し、大規模停電下における熱中症予防対策について事務連絡を发出し周知した。(8月3日付け事務連絡)	引き続き、熱中症予防の周知に係る取組を進める。	https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20230803_kyuki_01.pdf
73					厚生労働省	地方公共団体や関係団体を通じ、夏季を前に事務連絡を发出し、熱中症予防の周知を行った。	引き続き、地方公共団体や関係団体を通じ、熱中症予防の周知を行う。	https://www.mhlw.go.jp/content/001102897.pdf
74					環境省	九州北部地方を中心とする令和5年梅雨前線による大雨で被災した都道府県に対し、被災住民等の熱中症対策に関する事務連絡を发出した。(7月11日)	災害発生時には、状況に応じて、被災住民等の熱中症対策について周知する。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230711_notice.pdf
75	第2章	3	(5)	災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集、分析及び評価し、効果的な対策手法について検討し、作成したマニュアルやリーフレット等を活用して普及啓発を行う。＜内閣府、環境省＞	内閣府、環境省	作成した災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを活用し、ホームページへの掲載や各地方公共団体への事務連絡の发出の機会等を捉えて普及啓発を実施。	作成した災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを活用し、ホームページへの掲載や各地方公共団体への事務連絡の发出の機会等を捉えて普及啓発を行う。	・内閣府「防災情報のページ」 https://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html ・災害時の熱中症予防(リーフレット) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf
76	第2章	3	(5)	災害時の避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行う。＜内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省＞	内閣府	・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和4年4月改訂)」や「避難所運営ガイドライン(令和4年4月改訂)」において指定避難所の防災機能設備等の強化や暑さ対策として冷房機器の充実を働きかけている。 ・当該年度はプッシュ型支援を実施していない。 ・令和6年1月に発生した能登半島地震において、プッシュ型支援を実施したが、発災時期が冬季であったため、熱中症対策に関連した物資の供給について、支援は実施していない。	地方公共団体に対して、指定避難所における非常用発電機等や冷房機器の充実強化を推進するよう周知を行うとともに、プッシュ型支援を実施する際には、季節等に応じて、避難所における熱中症対策に必要なクーラー等の冷房機器を支援する。	
77					消防庁	指定避難所における空調設備の設置等について、地方財政措置を講じている。	引き続き、令和6年度も指定避難所における空調設備の設置等について地方財政措置を講ずる。	
78					文部科学省	公立小中学校等の体育館、避難所指定校への自家発電設備の整備に対して国庫補助を行った。	公立小中学校等の体育館、避難所指定校への自家発電設備の整備に対して国庫補助を行う。	
79					経済産業省	災害時に迅速な物資支援が行えるよう、関係団体と連絡体制を構築。	引き続き関係団体との連携強化を図る。	
80				環境省	地方公共団体を対象とした説明会等において、公共施設へのエアコン設置支援も含む熱中症対策にも資する事業の周知を図った。	必要に応じて、エアコン設置支援事業等の情報収集・周知を行う。		
81	第2章	3	(6)	農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。＜農林水産省＞	農林水産省	・農作業安全確認運動の一環として熱中症対策強化期間を5月から9月に設定し、6月27日、都道府県推進協議会等を対象として「農作業における熱中症対策推進会議」を行うとともに、「農作業安全に関する指導者」等を通じて農業者に啓発資料を活用した周知を実施。特に、熱中症リスクの高い高齢農業者に対して家族等からの二次的な声かけを推進。	・5月から7月を熱中症対策研修実施強化期間に位置づけ、農作業安全に関する指導者等が中心となった研修の実施や注意喚起による熱中症対策を徹底。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
82	第2章	3	(6)	熱中症対策に関するオンライン研修を実施する。＜農林水産省＞	農林水産省	・農林水産研修所において熱中症対策に関するオンライン研修を実施。	・農林水産研修所において熱中症対策に関するオンライン研修を実施。	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/kensyu/05netu.html

83	第2章	3	(6)	熱中症予防等に関する啓発資料の充実・強化を図る。また、農林水産省が運営する「MAFFアプリ」等を活用し、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等に対してきめ細かく提供する。＜農林水産省＞	農林水産省	・熱中症対策マニュアルを再整理し、熱中症予防等に関するリーフレット、情報集を作成した。作成後は行政通知の他、MAFFアプリ、BUZZMAFF、SNSを通じて、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等について農業者に情報を提供。	・熱中症予防等に関する関連情報集、リーフレットを充実させるとともに、MAFFアプリ、SNSを通じて情報を提供。 ・民間企業との連携により、ポスターやデジタルサイネージを活用した熱中症への注意喚起、熱中症対策アイテムの普及啓発を実施	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
84	第2章	4	(1)	地方公共団体内部における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。＜関係府省庁＞	関係府省庁	熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ発出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(6月、関係府省庁連名)	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
85					環境省	地域モデル事業において、庁内における横断的連絡体制の整備に取り組む地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	独立行政法人環境再生保全機構において、引き続き、地域モデル事業を実施し、取組事例について全国展開を図るとともに、地方公共団体を対象とした研修等を通じて庁内体制の整備を働きかける。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
86	第2章	4	(1)	地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業における連携した対応を行える場(プラットフォーム)の整備を促す。＜関係府省庁＞	関係府省庁【再掲】	熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ発出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(6月、関係府省庁連名)	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
87					環境省【再掲】	地域モデル事業において、庁内における横断的連絡体制の整備に取り組む地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	独立行政法人環境再生保全機構において、引き続き、地域モデル事業を実施し、取組事例について全国展開を図るとともに、地方公共団体を対象とした研修等を通じて庁内体制の整備を働きかける。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
88	第2章	4	(1)	指定暑熱避難施設の指定、その他暑さを避けるためエアコンを設置し一般の利用に供する施設や場(クーリングシェルターやクールシェアスポット)の確保や一般への情報提供を働きかける。＜環境省＞	環境省	地方公共団体を対象とした説明会等において、指定暑熱避難施設に関する情報を提供するとともに、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」及び「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を作成し公表した。	必要に応じて、手引きや事例の更新を実施するとともに、独立行政法人環境再生保全機構が実施する研修等を通じて、指定暑熱避難施設に関する情報提供を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc/shsa.php
89	第2章	4	(1)	指定暑熱避難施設、クーリングシェルターやクールシェアスポットの確保に際しては、太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱等の未利用エネルギー、蓄電池等を活用し、脱炭素化とレジリエンスの向上といった観点も踏まえた取組を推進する。＜環境省＞	環境省	令和4年度から、災害時の活動拠点としての活用も可能となるフェーズフリー性及び太陽光発電設備を活用したエネルギー自立性といったレジリエンス性を兼ね備えたコンテナハウス等の省CO2移動独立型施設に対する支援事業において、当該施設がクーリングシェルターとして活用される場合には加算することとした。令和5年度は、令和4年度補正予算を活用し当該事業を実施・令和5年度補正予算においても措置するとともに、CO2排出量を増加させない形でクーリングシェルターとしても活用される既存建築物に高効率空調等の導入を支援する事業を令和5年度補正予算において新たに措置した。	引き続き、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画に基づき、脱炭素化とレジリエンスの向上の観点も踏まえた取組を推進する。	https://www.heco-hojo.jp/yR04/h-idoh/index.html
90	第2章	4	(1)	熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等民間団体を熱中症対策普及団体として指定することや、その他のNPO等、民間の専門知識を有する人材・組織を活用した、熱中症弱者に対し見守り・声かけすることを強化し、熱中症予防行動の実施を働きかける。＜厚生労働省、環境省＞	厚生労働省、環境省【再掲】	熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願いに関する事務連絡を福祉団体及び薬局・ドラッグストアの関係団体へ発出した。	引き続き、関係団体に対して、熱中症弱者の見守り・声かけや熱中症予防行動の呼びかけ活動を実施する。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230807_notice.pdf
91					環境省【再掲】	地域モデル事業において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	独立行政法人環境再生保全機構において、地域モデル事業を実施するほか、地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象とした研修を実施し、見守り・声かけ等の取組事例について全国展開を図る。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php

92	第2章	4	(1)	打ち水等を始めとした熱中症対策に関する地域のイベント等を活用して見守りや声かけがしやすい地域づくりを推進する。〈国土交通省、環境省〉	国土交通省	熱中症対策や水資源の有効活用を推進するため、水の週間関連イベントとして、地方公共団体等21団体に打ち水を行うイベントを実施。 (国土交通省で実施予定であった水の週間打ち水大作戦2023は雨天により中止)	引き続き、国土交通省、地方公共団体等により打ち水を行うイベントを実施予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・水の週間打ち水大作戦2023 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizu_shigen_mizsei_tk1_000023.html ・令和5年度：都道府県等が実施する「水の週間」関連イベント https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000043.html
93					環境省	大丸有(大手町・丸の内・有楽町)地区において、企業や地方公共団体等と連携し「大手町・丸の内・有楽町夏祭り 2023『丸の内 de 打ち水』」を実施。	企業や地方公共団体からの要請に応じて、検討する。	https://www.env.go.jp/press/press_01925.html
94	第2章	4	(1)	都市公園の整備等による緑地の確保、建築物の敷地や公共施設等の緑化等を推進する。〈国土交通省〉	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の整備にあたり、構内緑化等を実施した。 ・住宅地区改良事業等において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・市街地再開発事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・優良建築物等整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・住宅市街地総合整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・公営住宅等整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・地方公共団体が行う都市公園等の整備や民間事業者が行う緑化等に対して、社会資本整備総合交付金等による支援を実施した。 ・道路緑化を推進した。 ・令和4年度に8港において新たに港湾緑地の整備を行った。 	引き続き、当該取組を実施するとともに、緑地整備に要する費用を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte_tk_000060.html ・優良建築物等整備事業 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000080.html ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte_tk_000046.html ・市街地住宅整備 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html
95	第2章	4	(1)	人が感じる暑さについての科学的な情報や、緑化技術やミストの設置、まちづくりにおける風の道の確保等の効果的な暑さ対策の実施方法等を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進する。〈環境省〉	環境省	熱中症予防情報サイトにおいて、「まちなかの暑さ対策ガイドライン」を周知した。	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc_city_guideline.php
96	第2章	4	(2)	暑さ指数及び熱中症警戒情報について、地方公共団体等において十分な活用が図られるよう、働きかけを行う。例えば、地方公共団体が、地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行うよう、働きかけを行う。〈関係府省庁〉	環境省	地域モデル事業において、熱中症警戒アラート発表時に備えた対応を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、熱中症警戒アラート等の伝達手段等を紹介し、周知した。	独立行政法人環境再生保全機構において、引き続き、地域モデル事業を実施する。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc_model_projects.php
97	第2章	4	(3)	熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、先進的な取組を行う地方公共団体の事例を取りまとめた優良事例集を作成する。そして、環境再生保全機構とも連携し、研修会や講習会を地方公共団体等に向けて実施する等により、優れた取組の全国展開を図る。〈環境省〉	環境省	令和4年度に作成した「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」を更新した。また、改正気候変動適応法及び熱中症対策実行計画等に関する説明会において本事例集を周知した。	必要に応じて事例集の更新を行うとともに、独立行政法人環境再生保全機構が実施する地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象とした研修において、優良事例を共有し、優れた取組の全国展開を図る。	【追加予定】
98	第2章	4	(3)	気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)等を通じて、当該気候変動適応広域協議会構成員(地方公共団体、国の地方支分部局、地域気候変動適応センター、研究機関、事業者等)と熱中症対策について情報共有を図る。また、熱中症対策を含む気候変動適応に係るアクションプラン等の方針を策定した地域について、これに基づく取組の推進を支援する。〈環境省〉	環境省	気候変動適応広域協議会や地方公共団体向けの研修等を通じて、地方公共団体等に対して気候変動適応法改正及び熱中症対策の強化について情報共有を行った。また、熱中症対策に関する気候変動適応広域アクションプランを策定した地域においては、これに基づく取組の推進を図った。	引き続き、必要に応じて気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)等を通じて、熱中症対策について情報共有を図るとともに、熱中症対策を含む気候変動適応に係るアクションプラン等の方針を策定した地域について、これに基づく取組の推進を支援する。	https://adaptation-platform.nies.go.jp/regional_councils/reference/index.html https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/action_plan/index.html

99	第2章	4	(4)	熱中症傷病者に対して適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。〈消防庁〉	消防庁	「熱中症予防対策の強化について(周知)」の事務連絡を発出した。	「熱中症予防対策の強化について(周知)」の事務連絡を発出する。	
100	第2章	4	(4)	熱中症診療ガイドラインについて厚生労働省ホームページを通じて周知する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	厚生労働省ホームページ上に熱中症診療ガイドラインの掲載を行った。	引き続き、厚生労働省ホームページ上での熱中症ガイドラインの掲載を行う。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
101	第2章	4	(4)	熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド(16言語)の活用を促進する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」(15言語)を、全国の消防本部へ導入することを推進する。〈消防庁〉	消防庁	消防庁HP掲載の「訪日外国人のための救急車利用ガイド」を含めた予防啓発コンテンツの活用を各都道府県を通じて全国の消防本部へ依頼した。	消防庁HP掲載の「訪日外国人のための救急車利用ガイド」を含めた予防啓発コンテンツの活用を各都道府県を通じて全国の消防本部へ依頼する。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
102					関係府省庁	熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各関連団体・関連民間事業者へ発出し、熱中症対策の協力を依頼した。(6月、関係府省庁連名)	必要に応じ、実施予定。	
103	第2章	5	—	熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。〈関係府省庁〉	経済産業省、環境省【再掲】	熱中症対策を目的とした、エアコン早期試運転について、ウェブサイト上や公式Xで普及啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
104					国土交通省	建設作業員等の健康管理に資する熱中症対策グッズ等の紹介について、環境省からの要請に応じて実施(令和5年度は実施なし)	環境省からの要請に応じ、適宜実施予定。	
105	第2章	5	—	シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業等にも積極的な広報活動を依頼する。〈経済産業省、環境省〉	経済産業省、環境省【再掲】	熱中症対策を目的とした、エアコン早期試運転について、ウェブサイト上や公式Xで普及啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
106	第2章	5	—	職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。〈厚生労働省、環境省〉	厚生労働省	都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等の際に、暑さ指数計の利用を促進するため、周知を行った。	引き続き、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等の際に、暑さ指数計の利用を促進するため、周知を行う。	
107					環境省	国立環境研究所及び独立行政法人環境再生保全機構と共催で「熱中症対策シンポジウム」を開催し、事業者における実践事例の紹介等を行った。	イベント等の機会を活用し、事業者の熱中症対策の周知等を図る。	https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/conference/2023/0719/index.html
108	第2章	5	—	民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。〈環境省〉	環境省	・環境省と大塚製薬株式会社による熱中症対策の推進に関する連携協定を締結した。 ・民間企業が実施する熱中症対策に関する取組を熱中症予防情報サイトに掲載し、周知。 ・民間企業、関係団体と連携し、各種普及啓発コンテンツを活用した周知・情報提供活動を実施。	引き続き、民間企業と連携した熱中症対策に関する取組を実施する。	・環境省報道発表「環境省と大塚製薬株式会社による熱中症対策の推進に関する連携協定について」 https://www.env.go.jp/press/press_01946.html ・熱中症予防情報サイト「民間事業者との取組」 https://www.wbgt.env.go.jp/private_sector.php
109	第2章	6	—	暑さ指数について、健康との関連を含め検証を行い、熱中症警戒情報等の効果的な情報発信や伝達の在り方を検討する。〈環境省〉	環境省	熱中症対策推進検討会等において、暑さ指数と健康影響との関係について議論を行った。	引き続き実施予定。	・第5回 熱中症対策推進検討会 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0503/index.php
110	第2章	6	—	熱中症による健康影響をより早期に把握する方法の実現可能性を検討する。〈厚生労働省、環境省〉	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金を交付し、熱中症に関する科学的知見の集積や研究を行った。	引き続き、熱中症に関する科学的知見の集積や研究を行う。	
111					環境省	早期に把握する方法の実現可能性について検討し、熱中症対策推進検討会等において議論を行った。	調査は引き続き実施予定。	・第5回 熱中症対策推進検討会 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0503/index.php
112	第2章	6	—	エアコンの設置や稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を調査し、対策の改善に活用する。〈環境省〉	環境省	熱中症による被害におけるエアコン使用の状況等をもとに、熱中症対策推進検討会等において議論を進めた。	引き続き、必要な情報の収集・整理を行い、熱中症対策の改善に活用する。	・第5回 熱中症対策推進検討会 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0503/index.php

113	第2章	6	—	高温等に関する情報の提供に向けて、半年先までの予測技術等の改善に取り組む。〈気象庁〉	気象庁	数ヶ月先までの予測精度向上に取り組んでいる。	引き続き、数ヶ月先までの予測精度向上に取り組む。	
114	第2章	6	—	国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理する。〈環境省〉	環境省	次期影響評価に向けて、暑熱を含む各分野における影響評価を行うため、環境省が設置する気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループにおいて知見の収集・整理手法を検討し、科学的知見の収集・整理を行った。	令和7年度の気候変動影響評価報告書(暑熱分野含む)のとりまとめに向けて、気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループにおいて、科学的な知見の追加的な収集・整理を行うとともに、各分野における気候変動影響評価の実施や報告書の原案作成等を進める。	https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_00003.html
115	第2章	6	—	熱中症の発生の仕組みや原因に関する科学的知見の集積や研究、分析等を行う。〈厚生労働省、環境省〉	厚生労働省【再掲】	厚生労働科学研究費補助金を交付し、熱中症に関する科学的知見の集積や研究を行った。	引き続き、熱中症に関する科学的知見の集積や研究を行う。	
116					環境省	熱中症に関する各種調査を行った。	引き続き、熱中症に関する科学的知見の集積や研究を行う。	
117	第2章	7	—	地域において、住民の命と健康を守るため、極端な高温の発生や熱中症特別警戒情報の発表時に、市町村や住民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、首長の主導の下、地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、日頃からの見守り・声かけ体制の活用、施設管理者におけるエアコンの整備や指定暑熱避難施設の確保・運営等に関する事前の準備、災害対策の知見・経験の共有等を通じ、地方公共団体の体制整備等が進むよう支援する。〈関係府省庁〉	関係府省庁【再掲】	熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ発出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(6月、関係府省庁連名)	引き続き実施予定。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
118					環境省【再掲】	地域モデル事業において、庁内における横断的連絡体制の整備に取り組む地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	独立行政法人環境再生保全機構において、引き続き、地域モデル事業を実施し、取組事例について全国展開を図るとともに、地方公共団体を対象とした研修等を通じて庁内体制の整備を働きかける。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
119	第2章	7	—	国の所管するエアコン設置の公共施設を、極端な高温から避難する場所として地方公共団体が利用できるよう協力する。〈関係府省庁〉	関係府省庁	—	地方公共団体等からの要望等に応じて、エアコン設置の公共施設が利用できるよう協力する。	
120					国土交通省	夏期に、国営公園においてエアコンを設置した公園施設を一般利用者に提供した。	夏期に、国営公園においてエアコンを設置した公園施設を一般利用者に提供する。	
121	第2章	7	—	エアコンの設置等の要件を満たす社会体育施設を指定暑熱避難施設として市町村が指定できることについて周知を図る。〈スポーツ庁〉	スポーツ庁	都道府県・政令指定都市スポーツ主管課及びスポーツ施設主管課を通じて所管の市区町村への周知を依頼するとともに、地方公共団体等を対象としたオンラインセミナーで周知を図った。	引き続き、通知等により、社会体育施設を指定暑熱避難施設として指定できる旨の周知を図る。	
122	第2章	7	—	極端な高温の発生時における、学校における対応、野外の活動等の具体的な運営や実施の在り方等について、検討する。〈文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、国土交通省、環境省〉	文部科学省、スポーツ庁	極端な高温の発生時における学校等における対応について、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等において必要な情報提供ができるよう検討に着手した。	極端な高温の発生時における学校等における対応について、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等において必要な情報提供ができるよう検討・周知を行う。	
123					国土交通省	国土交通省直轄土木工事の工期設定において、猛暑日を加味するなどの工夫を行った。	左記取組の徹底を図るため、地方整備局等職員に、各種会議等を通じ周知する。	
124					環境省	熱中症予防情報サイトにおいて、「熱中症環境保健マニュアル」や「まちなか暑さ対策ガイドライン」を周知した。	熱中症環境保健マニュアルの改訂に向けて、各種必要な検討を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
125	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するため、運用に関する指針や体制を整備する。〈環境省〉	環境省	熱中症対策推進検討会において、熱中症特別警戒情報の基準や指針等の検討を行い、「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」としてとりまとめて公表した。	熱中症特別警戒情報の運用状況の効果検証を行うとともに、必要に応じて指針の更新を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc_shsa.php
126	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、環境省が実施する運用に関する指針や体制の整備等に関し、気象に関する情報の提供等、環境省に対して必要な協力を行う。〈気象庁〉	気象庁	熱中症の検討会等での議論への参画を通じて、気象に関する情報等の提供を行い、指針の整備について協力した。	熱中症の検討会等での議論への参画を通じて、気象に関する情報等の提供を行い、指針の整備について協力する。	
127	第2章	7	—	極端な高温等の発生時に、救急搬送人員が急増し救急医療への過大な負担とならないよう、熱中症予防や救急車の適時適切な利用の呼びかけを行う等、全国の消防本部に通知する。〈消防庁〉	消防庁	「熱中症予防対策の強化について(周知)」の事務連絡を発出した。	「熱中症予防対策の強化について(周知)」の事務連絡を発出する。	

128					消防庁	熱中症特別警戒情報に関するワーキング・グループにおいて、検討が行われた。		
129	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報の在り方については、救急搬送に関する情報等の活用も含めて検討する。〈消防庁、環境省〉	環境省	熱中症対策推進検討会において、救急搬送に関する情報等を踏まえた議論を行い、「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」としてとりまとめて公表した。	引き続き、救急搬送に関する情報等を踏まえ、熱中症特別警戒情報の在り方について検討を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc_shsa.php
130					厚生労働省【再掲】	地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	引き続き、地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するため、周知を行う。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230721_notice.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001102897.pdf
131	第2章	7	—	熱中症弱者のうち、公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等の方策について、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉	環境省	熱波(極端な高温現象)発生時を想定した熱中症弱者の所在確認、安否確認、熱中症予防行動の個別の働きかけ、避難誘導等のアウトリーチ活動について、図上訓練等を実施し、地方公共団体に対して技術的支援を行った。	アウトリーチ(高齢者等への見守り・声かけ等)に関するとりまとめを行う。検討に当たっては、関係府省庁と連携し、必要な連携を行う。	
132	第2章	7	—	地方公共団体に対し、指定暑熱避難施設の指定等にもつながる、公共施設における必要なエアコン整備について、国による支援事業の周知や活用の働きかけを行う。〈環境省〉	環境省	地方公共団体を対象とした説明会等において、エアコン設置等への支援を含む熱中症対策に資する事業について周知した。	必要に応じて、熱中症対策に資する事業を周知する。	
133	第2章	7	—	災害の発生に伴う停電時等、エアコンが適切に使えない場合を想定した対策について、地方公共団体の関係部局において検討を行うよう、働きかけを行う。〈厚生労働省、経済産業省、環境省〉	厚生労働省、経済産業省、環境省	関係府省庁と連携し、エアコンが使用できないリフレットを作成して、ウェブサイト上で普及啓発を実施。	引き続き普及啓発を実施。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/heatillness_leaflet_teiden.pdf
134					厚生労働省	地方公共団体を通じ、災害の発生時に伴う停電時等、熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	引き続き、地方公共団体を通じ、災害の発生時に伴う停電時等、熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行う。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
135	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報の発表について、都道府県及び報道機関へ通知及び周知する。〈環境省〉	環境省	事務連絡や説明会等を通じて都道府県に対して熱中症特別警戒情報の周知を図るとともに、熱中症特別警戒情報に関する報道機関への説明会を実施した。	環境省から必要な情報を提供するとともに、独立行政法人環境再生保全機構が実施する研修等を通じて、熱中症特別警戒情報の発表について周知を図る。	
136	第2章	8	—	上記の1で掲げる様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。〈関係府省庁〉	気象庁	熱中症特別警戒情報が発表された場合を想定し、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の検討を行った。	熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。	
137					環境省	都道府県を対象に熱中症特別警戒情報発表時を想定し、連絡手順についてリハーサルを実施した。	都道府県への連絡体制の検討・改善を図るとともに、熱中症特別警戒情報が発表された際には、事務連絡のほか、SNS等を通じて広く国民に周知する。	
138	第2章	8	—	地方公共団体における対策の迅速な実施に協力する。〈関係府省庁〉。	関係府省庁	熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡において、熱中症特別警戒情報等の対応に向けた準備の検討を依頼。	地方公共団体からの要請等に応じて、必要な協力を実施する。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
139	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、気象に関する情報の提供等、環境省に対して発表に必要な協力をを行う。〈気象庁〉	気象庁	—	熱中症警戒情報等がより実効性の高いものとなるよう、気象に関する必要な資料の提供等を行う。	
140	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報が発表された地域における住民の啓発に資するよう、当該地域における熱中症による救急搬送者数を迅速に把握するよう努める。〈消防庁〉	消防庁	—	熱中症特別警戒情報が発表された地域の救急搬送者数を迅速に把握するよう努める。	
141	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報が発表された際には、改正適応法に基づき市町村が指定した指定暑熱避難施設を開放し、適切に運用されることを確認する。〈環境省〉	環境省	—	熱中症特別警戒情報発表時には、指定暑熱避難施設を開放・運用状況を確認する。	